

川崎市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年12月28日号外法律第149号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和43年2月7日政令第14号。以下「令」という。）及び同法施行規則（平成9年3月10日通商産業省令第11号。以下「規則」という。）の規定により、川崎市が処理することとされた事務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（以下「販売事業者」という。）に対し、その業務又は経理の状況に関し、報告をさせること。
- (2) 法第83条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所等に立ち入り、液化石油ガス器具等、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させること。
- (3) 法第83条の2第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、液化石油ガス器具等を提出すべきことを命ずること。

(報告の徴収)

第3条 市長は前条第1号の規定に基づき、必要と認めるときは、販売事業者から報告を徴収するものとする。

- 2 報告をさせることができる事項は、令第10条第6項の規定により、その販売に係る液化石油ガス器具等の種類、数量、保管又は販売の場所、購入先及び主たる販売先に関する事項その他液化石油ガス器具等の販売の業務に関する事項とする。
- 3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。
- 4 報告の徴収を行ったときは、速やかに、知事を経由して経済産業大臣に報告を行うものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査（以下「立入検査」という。）に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、法第83条第8項の規定に基づき、規則様式第61又は経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年10月22日号外経済産業省令第77号）別記様式による身分を示す証明書（以下「立入検査証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、毎年度当初に立入検査計画を策定するものとし、これに従って立入検査を実施する。ただし、市長が必要と認めた場合は、その都度立入検査を実施するものとする。
- 3 検査員は立入検査に際し立入検査員証を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 4 立入検査は、2名以上の検査員で行うものとする。
- 5 検査に際し調査すべき対象は、販売事業者が販売又は販売の目的で陳列している液化石油ガス器具等とする。
- 6 検査事項は、次の各号に重点をおいて調査するものとする。
 - (1) 表示の付していない液化石油ガス器具等を販売していないかどうか。
 - (2) 液化石油ガス器具等に適正な表示が付されているかどうか。
 - (3) 法の趣旨を把握させること。
- 7 立入検査の結果、法第48条に規定する表示に係る不適合液化石油ガス器具等の販売又は陳列が

確認された場合、技術基準上の表示に係る不適合液化石油ガス器具等又はその他の違反液化石油ガス器具等であることを知りながら販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、以下の（１）から（６）を実施するものとする。また、技術基準上の表示に係る不適合液化石油ガス器具等又はその他の違反液化石油ガス器具であることを知らずに販売又は陳列を行っていたことが確認された場合には、（１）、（３）及び（５）を実施するものとする。

（１）直ちに当該液化石油ガス器具等の販売又は陳列を停止させること。

（２）今後そのような液化石油ガス器具等を販売し、又は陳列してはならない旨を指導すること。

（３）販売事業者に質問を行い、違反液化石油ガス器具等の販売又は陳列に至った経緯及び当該液化石油ガス器具等の製造事業者、販売経路等をできる限り確認すること。

（４）立入検査結果通知書（様式１）を、販売事業者立会いの上、その場で記入発行し、後日、改善報告書（様式２）の提出を受けること。

（５）規則第１４２条第６項の規定に基づき、立入検査終了後直ちに、規則様式第７０による立入検査実施報告書を、知事を経由して経済産業大臣に提出すること。

（６）（４）の改善報告書の提出を受けた後、速やかに立入検査結果通知書及び改善報告書の写しを、知事に提出すること。

８ 立入検査を実施した場合、販売事業者ごとに液化石油ガス器具等立入検査実施調書（様式３）を作成し、保存する。

９ 当該年度の立入検査実施結果については、規則第１４２条第５項の規定に基づき、翌年６月末までに、規則様式第６９による立入検査実施報告書を、知事を経由して経済産業大臣に報告する。

（液化石油ガス器具等の提出命令）

第５条 市長は第２条第３号の規定に基づき、その所有者又は占有者に対し、当該液化石油ガス器具等の提出を命ずることができる。

２ 市長は、液化石油ガス器具等の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者又は占有者に補償しなければならない。

３ 提出を命じた場合は、速やかに、知事を通じて経済産業大臣に報告するものとする。

（実施細則）

第６条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

１ この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

１ この要領は、令和４年４月１日から施行する。

立入検査結果通知書

年 月 日

(販売事業者) 殿

川崎市経済労働局消費者行政センター

立入検査員 _____ 印

立入検査員 _____ 印

本日、貴社(店)におかれては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)第39条第1項に違反して販売又は販売の目的で陳列している液化石油ガス器具等(法第48条に規定する表示に係る不適合液化石油ガス器具等又は、経過措置期間が終了している表示を貼付した液化石油ガス器具等)が次のとおり認められたので、直ちに当該液化石油ガス器具等の販売を停止し、今後このような液化石油ガス器具等の販売又は販売の目的での陳列を行わないように十分に注意してください。

また、当該液化石油ガス器具等の廃棄等の処分の方法(在庫品も含む。)、液石法遵守に係る社内等の改善措置等について改善報告書により速やかに報告してください。

なお、当該液化石油ガス器具等を販売又は販売の目的で陳列した場合、液石法第96条の規定により、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられることがありますので、念のため申し添えます。

記

違反液化石油ガス器具等名 (機種名、型番等)	製造事業者名 又は 輸入事業者名	基準適合性 検査機関名	違反内容			台数
			法第48条に規定する表示に係る不適合	経過措置期間が終了している表示を貼付	その他の違反	

年 月 日

川 崎 市 長

住 所

販売事業者名

代表者の氏名

改善報告書

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました下記の液化石油ガス器具等については直ちに販売を停止し、下記のとおり改善しましたので報告します。

なお、今後液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 39 条第 1 項に違反しないよう十分に注意いたします。

記

液化石油ガス器具等名 (機種名、型番等)	
購入数量	
購入先	
保管場所及び数量	
販売場所	
主たる販売先	
当該液化石油ガス器具等に係 る廃棄等の処分の方法 (在庫品 も含む)	
液石法遵守に係る社内等の改 善措置	

